

さぬき市コミュニティ放送番組送出設備等整備事業に係る 事業者選定公募型プロポーザル実施要領

平成30年5月
さぬき市総務部地域情報課

1. 事業概要

さぬき市コミュニティ放送の自主放送番組等を送出する設備等について、サーバー等の耐用年数が過ぎており、放送事故防止のために設備等の更新を行う。既存設備との連続性、今後の拡張性や導入後の保守経費の妥当性を考慮する必要があることなどから、プロポーザル方式を採用することにより、本事業の内容を十分に認識し、整備及び保守体制を整えた提案をした者を選定する。

2. 事業詳細

(1) 事業内容

- ① さぬき市さぬき市コミュニティ放送番組送出設備整備事業
 - ア 自主放送番組の自動送出設備を構築すること
 - イ 音声付の文字放送を作成し送出できること
 - ウ スタジオ及び議会中継の生中継が可能な設備を構築すること
 - エ 番組編成のデータをEPGとしてOFDM変調器制御サーバーへ連携できること
 - オ 映像断などの放送事故は、瞬時に予備画面へ自動的に切り替えられること
 - カ 本線に影響なくL字による文字表示が可能なこと
- ② フルハイビジョンで編集可能なノンリニア編集機購入 2台

(2) 予定価格（予算以内とする）

- ① 設置工事費
4,536,000円（消費税等を含む）
- ② 機器費（総額を5年リースで対応）
41,904,000円（消費税等を含む）

(3) 履行期限 平成30年11月30日

3. 事業者選定方法

公募により、一定の参加資格を有する者から番組送出設備等構築内容や設備保守対応に関する提案を受け、さぬき市が設置するプロポーザル審査委員会において提案書等の審査を行い、総合的に最も優れた提案を行った者を契約予定者として本事業の優先交渉権を与える。

契約に際しては、提案の内容とさぬき市の意向について協議調整を行った上合意が得られた時点で、契約書の詳細について優先交渉権者と協議の上決定するものとする。

4. 応募資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 現在、さぬき市で指名停止の措置を受けていないこと。
- (3) 香川県内に本店あるいは支店、営業所を有すること。
- (4) 現在までに基幹放送局又はケーブルテレビ局で同様の導入実績を有すること。
- (5) 整備後の保守管理業務を一元的に遂行し、永続的なサービスが可能なこと。

5. 提案への参加申込み

提案への参加を希望する者は、様式1「企画提案参加表明書」及び様式2「事業経歴書」を提出すること。

(1) 参加表明書の提出期限

平成30年5月23日(水)15時

(2) 提出先

11. 本件に関する担当課まで。

(3) 提出方法

上記提出先へ郵送または持参のこと。

(4) 質問

提案に関する質問は、平成30年5月31日(木)17時までに、様式3「質問書」を電子メールまたはFAXにより、会社名、担当部署、担当者氏名を明記して送信すること。

質問に対する回答は、質問者に対し随時電子メール又はFAXにより行うこととし、さぬき市が必要と判断した質問回答事項については、「企画提案参加表明書」を提出したすべての事業者に連絡する。

6. 提案書の作成等

(1) 提案書記載事項

提案書に必ず記載すべき事項は事業者選定公募型プロポーザル実施仕様書の通りとする。

提案者において追加したい事項がある場合には適宜の記載を認める。なお、提案にあたっては、実施仕様書に記載の仕様をすべて満たすことを基本とするが、満たせない事項がある場合には理由及び代替案を記載すること。

(2) 提案書の受付期限

平成30年6月14日(木)15時

(3) 提出先

11. 本件に関する担当課まで。

(4) 提出方法

上記提出先へ郵送または持参のこと。

(5) 提出部数等

①製本7部及び電子データ（媒体：CD-R、形式：PDF）

②用紙サイズはA4版とする。図表等はA3版も可とするが、A4版に折りたたむこと。

(6) その他

①提出期限後の提案書の追加・修正・差替えは一切認めない。ただし、審査に必要と認める場合は資料の追加提出を求めることがあり得る。

②提案書は、専門知識を持たない者も容易に理解できるよう、できるだけ平易な表現とすること。やむを得ず難解な専門用語を用いる場合は注釈を付すこと。

7. プレゼンテーションの実施

提案については、上記6による提出書類のほか、提出書類の内容に基づくプレゼンテーションを行うものとする。

(1) 実施日時

平成30年6月28日(木)13時30分から

(2) 実施場所

さぬき市大川支所2階第一会議室（さぬき市大川町富田中2109番地）

(3) プレゼンテーションの方法

以下の時間配分にて参加者ごとに選定委員に対してプレゼンテーションを行う。

①準備 10分

②プレゼンテーション 30分

③質疑応答 15分

※進行状況により、時間配分を変更する場合がある。

(4) 留意事項

①参加人数は5名までとする。

②プロジェクター及びパソコンが必要な場合は、提案者が準備すること。

ただし、スクリーンは準備不要。

8. 事業者選定の評価基準等

提案は、提案書の内容を下記項目に基づき評価、点数化し、選定委員毎に評価点の順位による順位点をつけ、順位点の総合点数が最も高い者を優先交渉権者とする。

なお、重点評価として、さぬき市ケーブルネットワーク事業における現状の課題を解決し、将来の姿が明確になっているかどうかにかき、評価を行う。

評価項目	評価のポイント	配点割合
1. 業務の理解度・安定性	・本業務に対する理解度、取り組み姿勢 ・今後、長期間にわたり本市と連携することとなるパートナーとしての安定性・適格性 ・同種設備の納入実績 等	15%
2. 提案内容の適格性	・既存設備との連続性が図られているか ・長期間の使用を想定した設備であるため、放送事故を起こさない工夫や対応がいかにか盛り込まれているか ・将来的な拡張性が考慮されているか 等	35%
3. コスト	・提案設備の見積金額が妥当性であるか ・保守の体制や費用についてランニングコストを軽減するよう配慮されているか 等	50%

9. 結果通知について

(1) 結果通知

審査結果については、後日通知する。

(2) 失格

- ①提案書等必要な書類を提出期限までに提出しない場合。
- ②4の「応募資格」を満たしていないと判断される場合。
- ③提案書等の内容に虚偽が認められる場合。
- ④契約を締結するまでの間に、本市の入札参加資格停止の措置を受けた場合。
- ⑤その他さぬき市が本事業への参加要件を満たしていないと判断される場合。

10. その他

(1) 経費の負担

提案に係る一切の費用は、提案参加者の負担とする。

(2) 提出書類

提出された書類は、返却しない。

提出された書類は、提案参加者に無断で当該審査以外の目的に使用しない。

(3) 契約締結内容

本プロポーザルは、さぬき市コミュニティ放送の番組送出設備等整備に関する優先交渉権付与を行うものであり、実際の契約締結内容に関しては、提案時の内容を尊重しつつも、双方協議のうえ確定するものとする。

(4) 辞退

参加表明後に辞退する場合には、11. 本件に関する担当課宛に書面（任意様式）にて提案書提出期限前までに申し出ること。

11. 本件に関する担当課

さぬき市役所総務部地域情報課

住 所 : 〒761-0902

香川県さぬき市大川町富田中2098番地

電 話 : 0879-43-2514

F A X : 0879-43-2515

M a i l : cable@city.sanuki.lg.jp